

# ペットの避難の受入れに 関するガイドライン

令和3年7月  
福生市

## 目次

1	ガイドラインの趣旨 .....	1
2	ペットの定義 .....	1
3	同行避難の原則 .....	2
4	受入れ可能な避難施設 .....	2
5	ペットの飼育スペースについて .....	3
6	飼い主の義務と責任 .....	4
	（1） 避難開始から避難所到着時の対応.....	4
	（2） 避難生活中における対応.....	5
	（3） 飼い主同士の協力.....	5
	（4） 飼い主の会.....	5
7	避難所運営組織の役割 .....	6
	（1） ペット同行避難者の受入れ対応.....	6
	（2） ペットの飼育スペースの設定.....	8
	（3） 避難生活中の対応.....	8

## 1 ガイドラインの趣旨

福生市内において地震その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、市は、何よりも人命を優先とします。したがって、市が指定する全ての避難施設（以下「避難所」という。）は、原則として「被災者」を救護するための施設としています。

しかしながら、過去に全国各地で発生した大規模災害では、避難先でペットの受入れを拒否されたために長期間の車中生活を余儀なくされた被災者や、一度避難したにもかかわらずペットのために自宅に戻って被災した事例が発生しました。

平成30年3月には環境省が「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定し、災害時におけるペット対応は、飼い主による「自助」が基本であることを前提としつつ、先の事例を踏まえ、ペットとの同行避難は必要であり、自治体などにも被災者を救護する観点から、被災者がペットを適切に飼育管理できるように支援することを求めています。

このようなことから、このガイドラインにおいて、災害時におけるペットの飼い主の責任と義務について明確にするとともに、市の避難所におけるペットの受入れ及び飼育管理の指針を定めるものとします。

## 2 ペットの定義

このガイドラインにおける「ペット」とは、家庭で飼育している動物のうち、犬や猫、ウサギなどの小型の哺乳類及び鳥類を意味します。

家畜用の動物や動物販売業者が販売用として飼育している動物、特定動物や特定外来生物に指定された動物、その他これらに類する動物は含みません。

また、馬などの大型の哺乳類や、魚類、は虫類、両生類、昆虫なども対象外とします。

### ●特定動物とは…

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定めるもの。

（例：ニホンザル、チンパンジー、オオヤマネコ、イヌワシなど）

### ●特定外来生物とは…

海外起源の生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により指定されたもの。

（例：アライグマ、ヌートリア、ハリネズミ、ソウシチョウなど）

### 3 同行避難の原則

同行避難とは、災害時に飼い主が飼育しているペットと一緒に避難所に避難することを意味します。したがって、飼い主とペットが同室で避難生活を送ること（同伴避難）を意味するものではありません。

市が開設する避難所のうち、ペットの受入れが可能な施設への避難は、「同行避難」を原則とします。

ただし、他の被災者の避難所生活を著しく害するおそれのある場合（下記例参照）には、同行避難も認めないものとし、また、一度受入れを決定した後でも、当該避難所からの退所を求める場合もあります。

#### 【同行避難を認めない例】

- ・このガイドラインのペットの定義に該当しない生物
- ・普段から家庭で飼育していない動物  
（地域猫等に給餌をしている場合など）
- ・狂犬病ワクチンを接種していない犬
- ・飼い主が制御できず、人に危害を加えるおそれのある動物
- ・リードや飼育ケージを持参しておらず、放し飼いにする場合

なお、身体障害者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬は、身体障害者が生活するために必要不可欠な存在であるため、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設内での同伴を認められています。したがって、避難所においても動物アレルギーの避難者への配慮をしつつ、補助犬等と飼い主と一緒に暮らせるスペースを設定します。

### 4 受入れ可能な避難施設

災害時にペットの同行避難を受け入れることができる施設では、ペットの飼育スペースをあらかじめ定めています。原則としてペットは避難者の居住スペースとは別の場所に留置し、人がペットと同室で避難生活を行うことはできません（身体障害者の補助犬は例外とします。）。

なお、震災時にペットの受入れを想定している施設の飼育スペースでは、台風や豪雨等による激しい風雨の中ではペットの留置の際の安全確保が困難なことから、風水害時に受入れ可能な施設について、次のとおり異なる施設を設定しています。

【震災時に受入れ可能な施設】（令和3年6月末現在）

施設名称	所在地	飼育スペース※
福生第一小学校	大字福生1055番地	校庭南東側
福生第二小学校	大字熊川623番地	プールエリア
福生第三小学校	牛浜162番地	校庭西側
福生第四小学校	大字福生1290番地	プールエリア
福生第五小学校	南田園一丁目2番地2	プールエリア
福生第六小学校	加美平一丁目9番地1	プールエリア
福生第七小学校	北田園一丁目1番地1	プールエリア
福生第一中学校	大字熊川845番地	テニスコートエリア
福生第二中学校	加美平一丁目22番地1	校庭東側
福生第三中学校	南田園三丁目1番地1	テニスコートエリア
防災食育センター	大字熊川1606番地1	来所者用駐車場南側芝生内

※ 飼育スペースは、各避難所運営連絡会（市職員、施設管理者、自主防災組織の代表者等により構成）において決定した、避難所運営マニュアルに記載する場所となります（参考資料1参照）。

【風水害時に受入れ可能な施設】（令和3年6月末現在）

優先順位	施設名称	所在地	飼育スペース
第1優先	福生地域体育館※ <sup>1</sup>	武蔵野台一丁目8番地7	第2体育室（3階）※ <sup>2</sup>
第2優先	旧第二学校給食センター倉庫（福生第四小学校裏）	大字福生1290番地	旧調理スペース※ <sup>3</sup>

※<sup>1</sup> 令和3年中は、福生地域体育館でのペットの受入れは行いません。同年中に風水害が発生した場合は、第2優先の施設を使用するものとします。

※<sup>2</sup> 第2体育室へのペットの出入りは、屋外階段を使用します（参考資料2参照）。

※<sup>3</sup> 倉庫内の固定式の保管棚を活用し、ケージ等の留置場所とします（参考資料3参照）。

## 5 ペットの飼育スペースについて

ペットの飼育スペースを含む避難所敷地内では、いかなる理由があっても放し飼いはできません。他の避難者やペットに接触することがないように、必ずリードでつなぎ止めるか、飼育ケージなどに入れて飼育するものとします。

また、飼い主とペットが別々のスペースで避難生活を送ることとなるため、特に犬や猫などは飼い主の姿が見えなくてもむやみに鳴いたり、暴れたりし

ないよう、日頃からしつけをしておくことが肝要です。

## 6 飼い主の義務と責任

市では、ペットフードや飼育ケージなど、ペットの飼育に資する物品等の備蓄はしていません。災害時に避難所へ避難をする際は、飼い主は次のとおり行動することを基本とし、避難所におけるペットの飼育は、飼い主が自らの責任で行うものとします。

また、平時においても、ペットの健康管理やしつけなどはもとより、ペットのための備蓄\*や自宅の防災対策、避難所以外の預け先（親戚・知人宅、民間事業者、民間団体等）を確保しておくようにします。

※ペットのための備蓄の例（避難時に飼い主が持参するもの）

- ・ペットフード及び水（最低7日分）
- ・キャリーバッグ又はケージ
- ・予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・ペットシート（リードでつなぐ場合は、ブルーシート（ふん尿等が浸透しないもの）など）
- ・排せつ物の処理用具
- ・トイレ用品
- ・食器
- ・薬
- ・その他（タオル、ブラシ、ビニール袋、使い慣れたおもちゃ等）

### (1) 避難開始から避難所到着時の対応

災害時においては、飼い主は、何よりも自身の安全の確保を最優先とし、次の手順で避難所への同行避難を開始します。

ペットとの避難生活に必要な物を持ち、同行避難が可能な避難所へ一緒に避難する（あらかじめ、同行避難が可能な避難所を確認しておく。）。

避難所で受付を行い、避難者カード及びペット名簿（様式1）へ記入し、併せて配布された個体識別票（様式2）に記入する。

各避難所で指定されたペット飼育スペースに移動する。

ペット飼育スペースにおいて、ケージ等の設置又はリードによるつなぎ止め（留置箇所には、持参したペットシーツやブルーシートを敷設する。）を行い、見える場所に記入済みの個体識別表を掲示する。

指定された飼育スペースへのペットの留置が完了した後は、速やかに居住スペースに移動する。

## (2) 避難生活中における対応

各避難所におけるペット飼育のルール（別紙参照）を遵守し、避難生活を行います。特に、飼育スペース全体の管理や清掃は、飼い主が責任を持って必ず行うこととします。

また、ペットによる騒音や悪臭を防ぐため、散歩や給餌、ふん尿の処理などの世話も、飼い主がこまめに行うようにします。

## (3) 飼い主同士の協力

ペットとの同行避難者が複数いる場合、飼い主同士が協力し、役割分担を行いながら、飼育スペースの管理等やペットの飼育を行います。

飼い主自身の持病や負傷等により、自分のペットの世話をすることができない人がいる場合は、他の飼い主で協力して飼育を行うこととします。

## (4) 飼い主の会

避難生活が長期化（避難所開設からおおむね3日間が経過）した場合、避難所の飼い主により構成する「飼い主の会」を発足させます。当該避難所で飼育しているペットの飼い主は、漏れなく加入します。

飼い主の会は、避難所運営組織との連絡・調整、ペットに起因する避難所内のトラブル対応、飼育ルールについての確認や周知、当番制での飼育スペースの清掃、餌やペット用品の調達などを分担して行います。

### 【飼い主の会の役割分担の例】

役割名	主な分担内容
①代表者及び副代表者（2～3人）	避難所運営組織との連絡・調整、飼い主の会全体の統括
②庶務班	ペットの飼育に関する情報収集及び周知、トラブル対応、飼育ルール遵守の確認、新たなペット同行避難者の受付補助など
③管理調達班	ペットの飼育に資する物品の管理・調達
④給餌班	ペットの給餌、ペットの健康管理など
⑤清掃班	飼育スペース等の清掃・消毒、ペットの排せつ物処理など
⑥運動班	ペットの運動又は散歩の代行、運動場所又は散歩コース等の安全確保など

※①から⑥までの各班は、それぞれ班長及び副班長を選出し、代表者等と連絡調整を行います。

## 7 避難所運営組織の役割

避難所運営組織は、ペットの同行避難を想定した避難所運営を基本とするとともに、ペットの受入れに関して事前に準備しておくことが必要です。避難所におけるペットの飼育スペースや飼育のルールを明示しておくことにより、ペットに起因した避難者同士のトラブルの未然防止に努めます。

### (1) ペット同行避難者の受入れ対応

避難所運営組織は、次の手順でペットの同行避難者を避難所に受け入れます。

避難所開設準備の際に、ペット同行避難者のためのペット飼育スペースを用意する（張り紙や区画線などの掲示、ブルーシート等の敷設（屋内のみ）など）。





ペット同行避難者が避難してきた際には、受付を行う。

一般の避難者向けの避難者カードへの記入・提出のほかに、ペット名簿（様式1）に記入してもらい、個体識別票（様式2）を配布する。

避難所におけるペット飼育のルール（別紙）を配布し、内容について了承してもらう（了承がない場合は、ペットの受入れができない旨を伝える。）。

飼い主と同行避難してきたペットを飼育スペースに誘導する。  
※避難所開設直後などで対応人員が確保できない場合、他の避難者と離れた場所に待機してもらう。

飼い主に、持参したケージ等を設置し、見える場所に記入済みの個体識別票を掲出した上で、ペットを収容してもらう。

### 【同行避難が認められないペットを連れてきた場合】

同行避難が認められないペットは、避難所で飼育することはできないが、災害時等では安全が確認されるまで自宅に帰ることも現実的に不可能である。

そのため、自家用車などで避難してきた場合は車中に留置させることや、避難所内で他の避難者が立ち入ることがない場所（倉庫や機械室など）に一時的に留置し、飼い主だけを居住スペースに受け入れるなど、人命を最優先とした対応とする（自宅等の安全が確認され次第、速やかに退所するよう通告する。）。

## (2) ペットの飼育スペースの設定

- ア ペットの飼育スペースは、誰でも分かるように張り紙や区画線などで明示します。
- イ 飼育スペースが屋内の場合は、床を汚さないようにブルーシートなどを敷設します。また、屋外の場合は、既存の建物（倉庫やプールの更衣室など）やテント等を活用することにより、直射日光や雨風を防止します。
- ウ 避難所のうち飼育スペースをプールエリアに指定している箇所においては、プールの水は消防水利や生活用水としての活用を想定しているため、ペットの留置のための水抜き等を行わないこととします。
- エ 事故防止のため、飼い主と避難所運営メンバー以外の立入りを禁止します。
- オ やむを得ず、あらかじめ定められた飼育スペース以外の場所にペットの留置場所を設定する場合は、次のような場所とするよう留意します。
  - (ア) 可能な限り人の居住スペースから離れた場所
  - (イ) 一般の避難者と動線が交わらない場所（動物アレルギー対策のため）
  - (ウ) 可能な限り直射日光や雨風をしのげる場所（木陰やテント設置が可能な箇所）
  - (エ) 既存の建物や工作物等が活用できる場所（屋根付駐輪場、サッカーゴール（ブルーシート等を被せて活用）など）

## (3) 避難生活中の対応

- ア 避難所におけるペット飼育のルールを周知徹底を図るものとします。特に飼育スペースの管理・清掃は、飼い主が責任を持って行うよう指導します。
- イ 避難所内の掲示板などに、避難所におけるペット飼育のルールを掲出し、一般の避難者に避難所内でペットを飼育している旨を告知します。また、必要に応じてペットの飼育に関する情報提供を行います。
- ウ 避難生活が長期化し、避難所で飼育するペットへの獣医療の提供を求める場合は、市災害対策本部を通じて、東京都が設置する「動物愛護相談センター」（発災後 72 時間を目途に体制整備）に要請をします。
- エ ペット飼育のルールを遵守しない場合や、飼い主又はそのペットが他

の避難者やペット等に著しく危害を加えるような場合は、当該飼い主及びそのペットに対して避難所から速やかに退所するよう通告します。

## 避難所におけるペット飼育のルール ( \_\_\_\_\_ 避難所)

避難所では、多くの方が共同で生活を送っています。  
ペットの飼い主の方は、次のことを必ず守ってください。

### 1 飼育可能なペット

- ・ 避難所で飼育可能なペットは、家庭で飼育している動物のうち、犬や猫、ウサギなどの小型の哺乳類及び鳥類とする。
- ・ 馬などの大型の動物や、魚類・は虫類・両生類・昆虫類は、不可とする。
- ・ 地域猫等や狂犬病ワクチンを接種していない犬、人に危害を加えるおそれのある動物、家畜用の動物や動物販売業者が販売用として飼育している動物、特定動物や特定外来生物に指定された動物も、不可とする。

### 2 ペットの飼育場所

- ・ 避難所にペットを連れて来るときは、飼育ケージやキャリーケース等に入れるか、リード等につないで連れてくること。
- ・ あらかじめ決められた飼育スペース以外でのペットの飼育は行わない。
- ・ ペットは必ず飼育ケージ等に入れるか、所定の場所につなぎとめること。このとき、ペット同士が接触しないようリード等の長さを調節すること。
- ・ ペットの留置場所には見える場所に記入済みの個体識別票を掲出し、他人のペットと混同しないようにすること。

### 3 ペットの世話

- ・ ペットの給餌などの世話は、全て飼い主が責任を持って行うこと。
- ・ 市ではペットの飼育に資する物品の備蓄はしていないため、ペットフードなどの確保は原則として飼い主が行うこと。
- ・ ペットの放し飼いは厳禁とする。
- ・ ペットをケージから出すときは、リードやハーネスを装着し、逃げ出さないよう細心の注意を払うこと。また、ペット同士のトラブルを防ぐため、同時に多数のペットを出さないよう、飼い主同士で調整すること。
- ・ 犬を飼育する飼い主は、鳴き声軽減等のため、こまめに散歩を行うこと。散歩は、屋外の一般の避難者から離れたところで行うこと。

#### 4 飼育スペースの管理等

- ・ 事故防止のため、ペットの飼育スペースには飼い主以外は入れないこと。
- ・ ペットの毛や糞尿等による汚れは、飼い主が責任をもって清掃すること。
- ・ ふん尿やトイレシート・猫砂などのごみは、ビニール袋に入れて硬く口を閉じてから所定の場所に廃棄すること。
- ・ 散歩中に排せつする犬は、避難所から離れた場所で排せつさせ、排せつ物は必ずビニール袋等で回収すること。
- ・ 飼育スペースから人間の居住スペースに戻るときには、動物の毛や汚れなどを、可能な限り除去すること。

#### 5 飼い主同士の協力

- ・ 飼い主同士が協力し、役割分担を行いながらペットの飼育を行うこと。
- ・ 持病や負傷などにより、自分のペットの飼育をすることができない飼い主がいる場合は、他の飼い主で協力して当該ペットの飼育を行うこと。
- ・ 避難生活が長期化する（避難所開設からおおむね3日間が経過）場合には、避難所の飼い主で「飼い主の会」を発足させ、避難所運営組織との連絡・調整、避難所内のトラブルの解決、飼育ルールについての確認や周知、当番制での飼育スペースの清掃、餌やペット用品の調達などを分担して行うこと。
- ・ 「飼い主の会」には当該避難所で飼育するペットの飼い主は漏れなく加入すること。

#### 6 他の避難者への配慮

- ・ 避難所には、動物が嫌いな人や動物アレルギーの人もいることを理解し、他の避難者への配慮を常に心掛けること。
- ・ 他の避難者とのトラブルが発生し、飼い主個人や飼い主の会では解決できない場合は、避難所運営組織に相談すること。

#### 7 避難所からの退所

- ・ 上に記載するルールを遵守しなかったり、飼い主又はそのペットが他の避難者やペット等に著しく危害を加えるような場合において、避難所運営組織から退所するよう通告があった際は、速やかに当該避難所から退所すること。

ペット名簿 ( \_\_\_\_\_ 避難所)

No.	動物種	品種	性別	呼び名	特徴 (毛色等)	飼い主氏名	避難元住所	緊急連絡先 (携帯電話)	犬の登録・ 狂犬病接種の有無
例	ネコ	雑種	オス	タマ	白	福生 太郎	本町5番地	090-XXXX-****	【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未
									【登録】有 ・ 無 【接種】済 ・ 未

( / )

(様式2)

個体識別票 (ペット名簿No. )

呼び名		飼い主氏名 (緊急連絡先)	( )
動物種		品 種	
特 徴 (毛色等)		性 別	オス ・ メス
病 歴	無し・有り ( )		
その他	飼育の上での注意点 :		

個体識別票 (ペット名簿No. )

呼び名		飼い主氏名 (緊急連絡先)	( )
動物種		品 種	
特 徴 (毛色等)		性 別	オス ・ メス
病 歴	無し・有り ( )		
その他	飼育の上での注意点 :		

震災時に受入れ可能な施設の飼育スペース







福生市牛浜付近

縮尺 1 / 1,000 30m

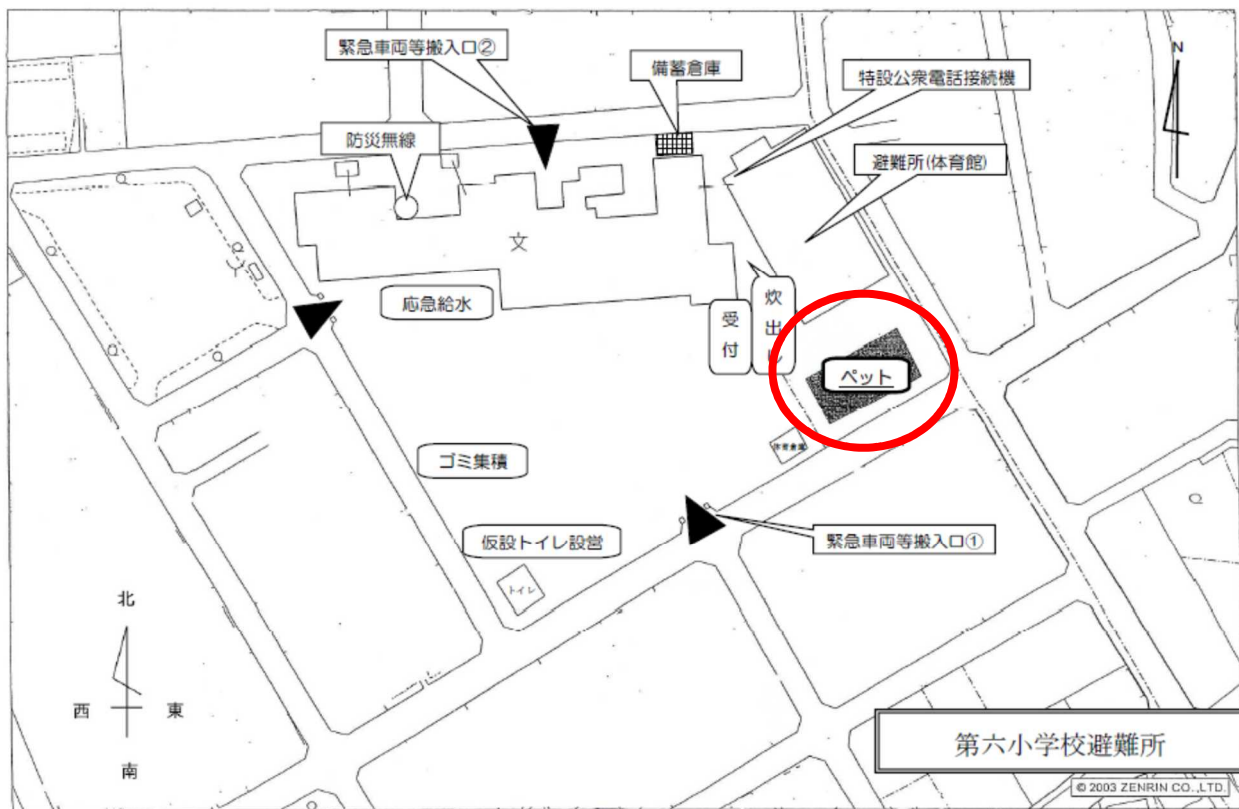


福生市大字福生付近

縮尺 1 / 1,000 30m

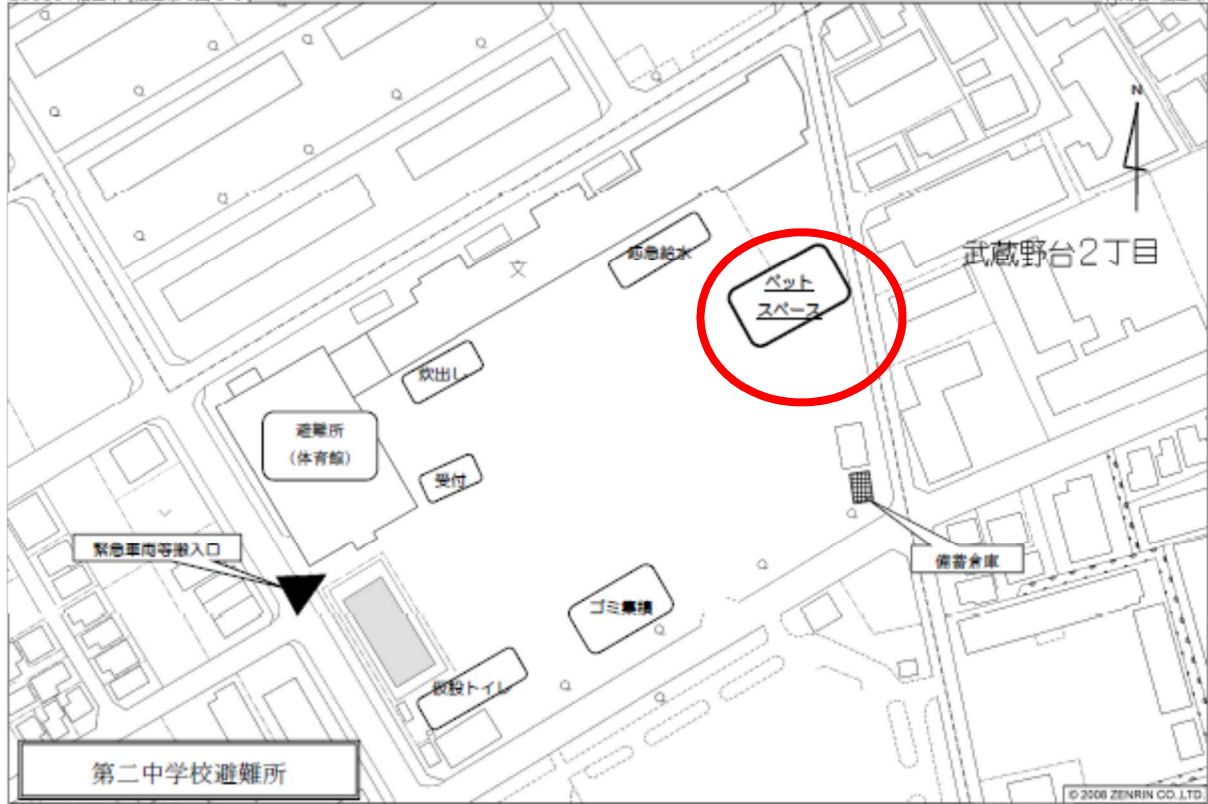


福生市南田園1丁目付近



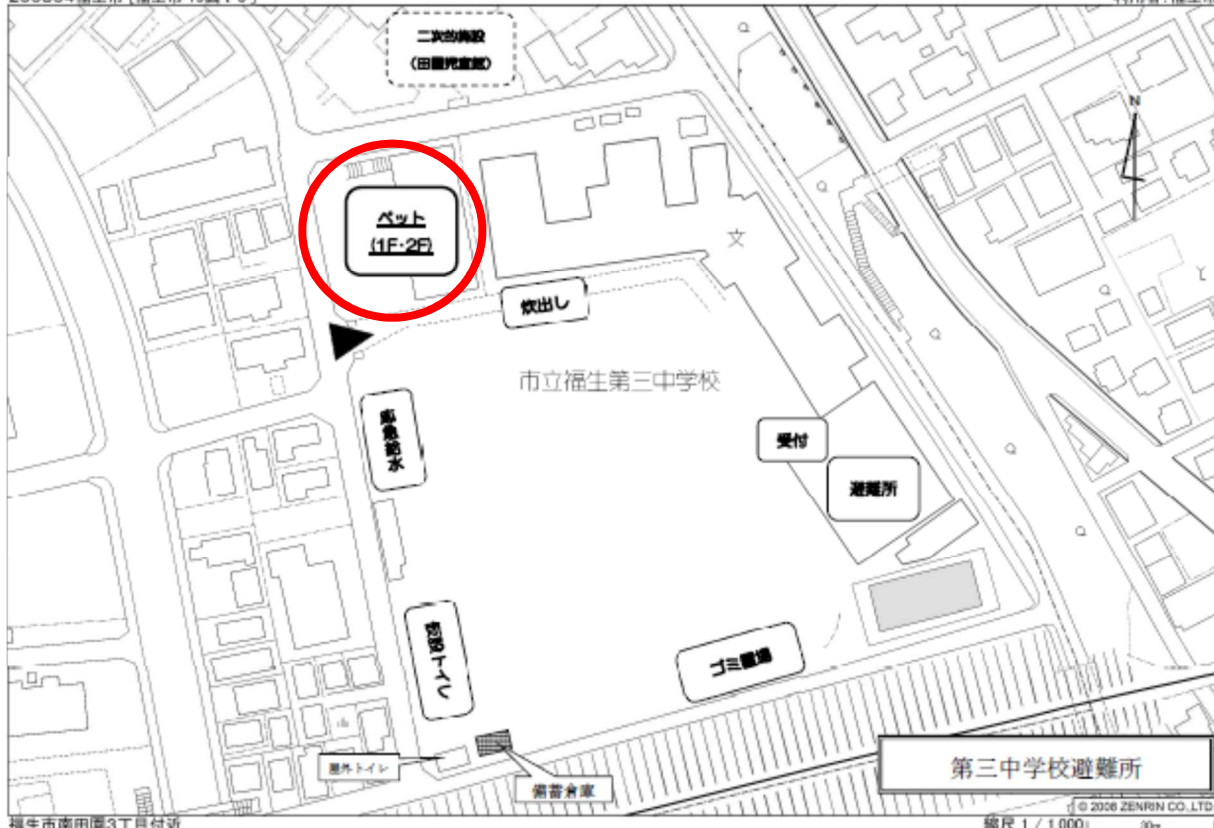






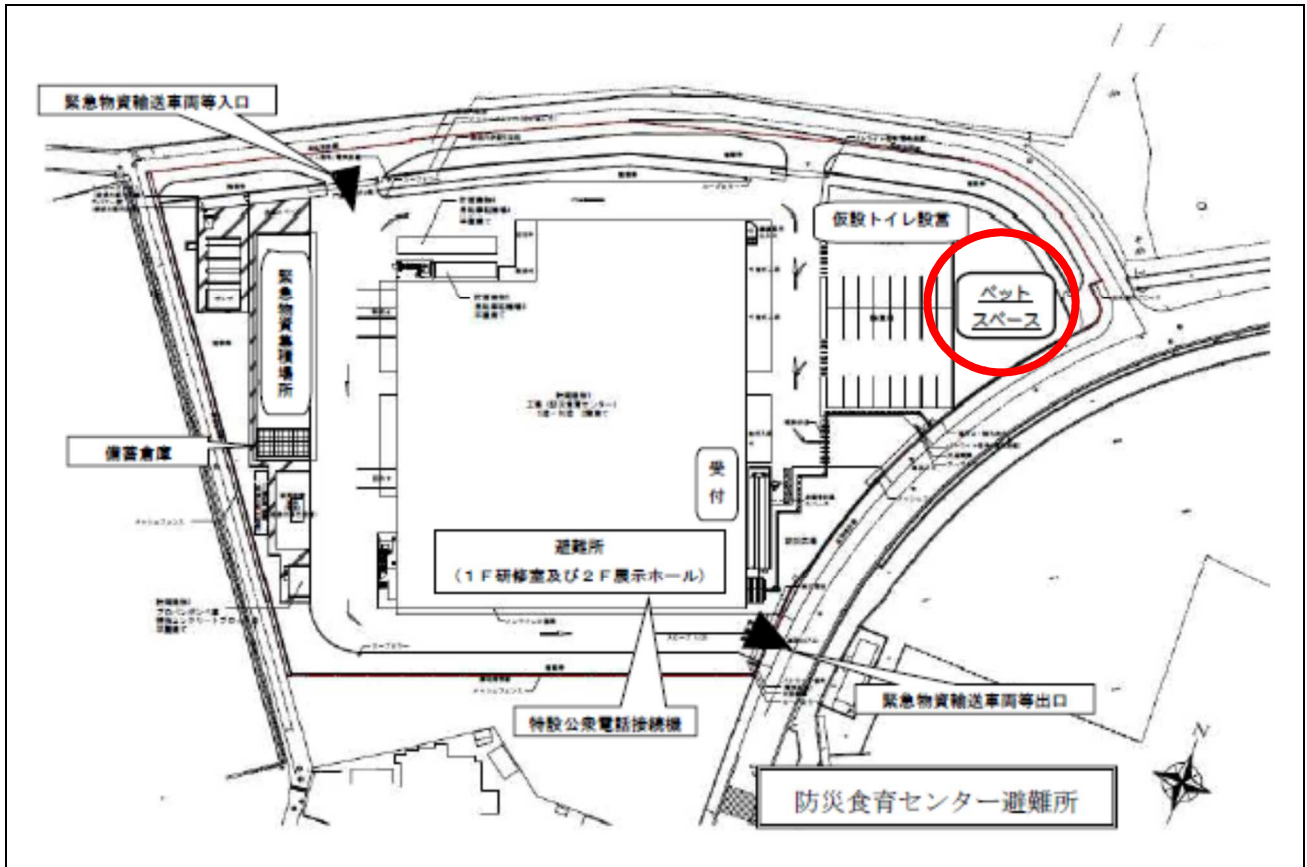
福生市加美平1丁目付近

縮尺 1 / 1,000 30m

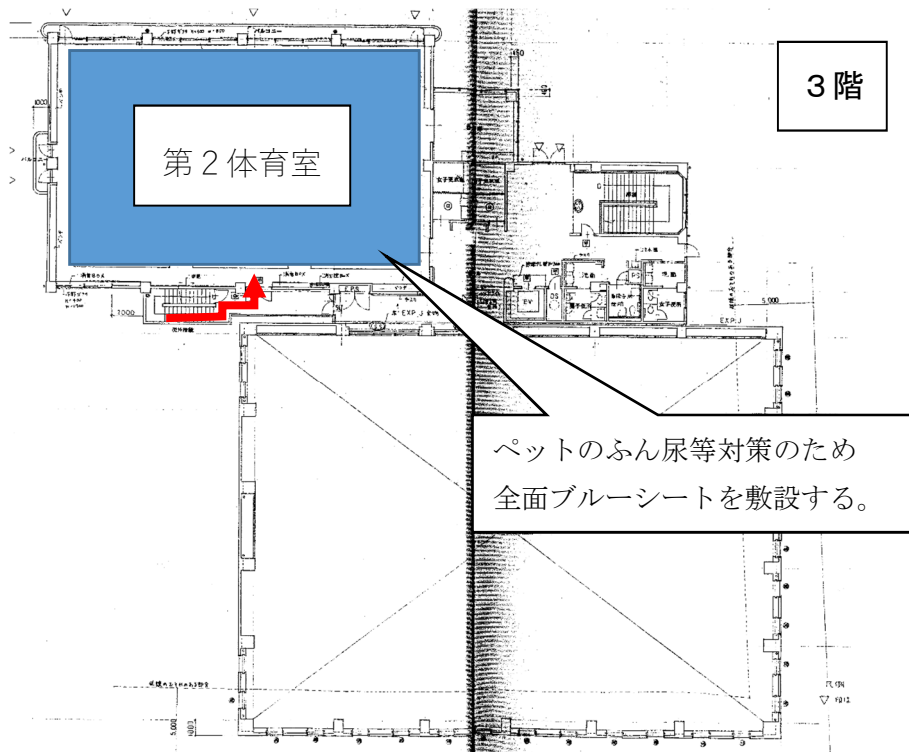
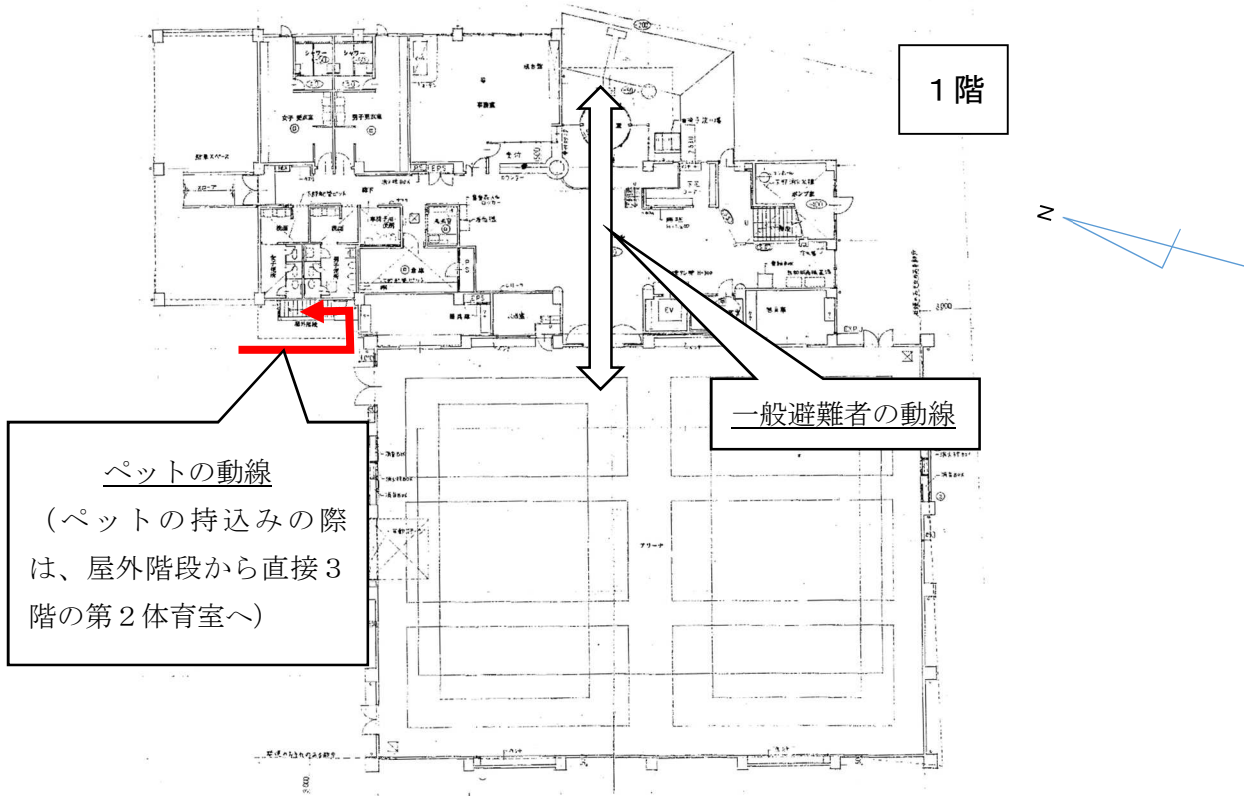


福生市南田園3丁目付近

縮尺 1 / 1,000 30m



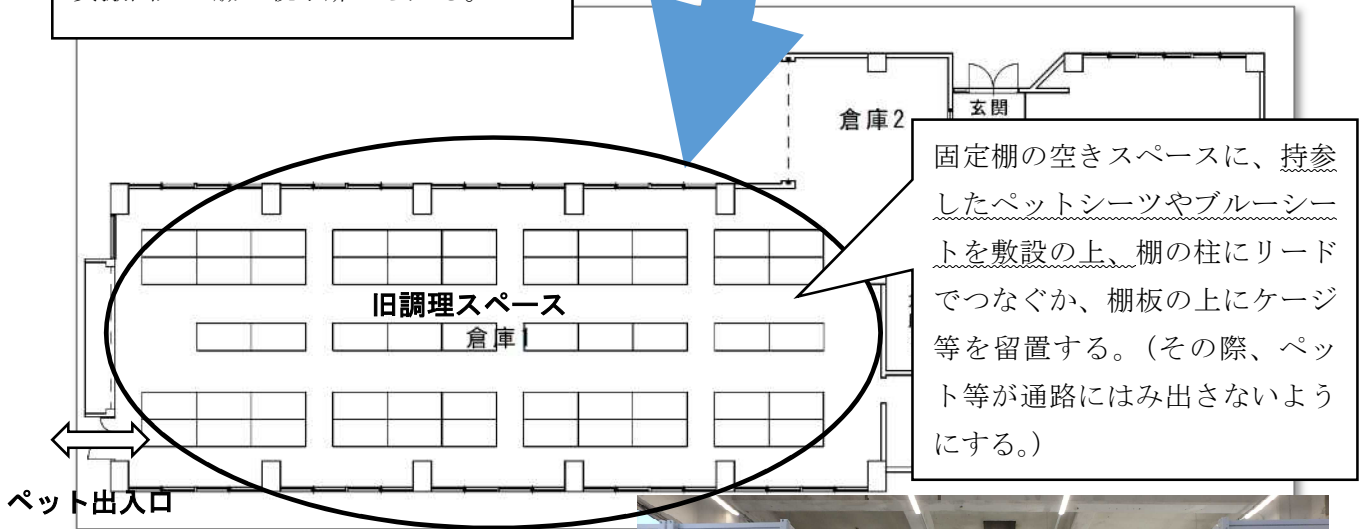
### ペットの動線 (福生地域体育館)



### ペットの動線 (旧第二学校給食センター倉庫)



ペットの動線  
ペットの持込みの際は、校舎と体育館の間の通路から渡り廊下を経由し、物資搬出入口脇の親子扉から入る。



固定棚の空きスペースに、持参したペットシートやブルーシートを敷設の上、棚の柱にリードでつなぐか、棚板の上にケージ等を留置する。(その際、ペット等が通路にはみ出さないようにする。)

(写真)  
旧第二学校給食センター倉庫内の固定棚→

